

# 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進

## ○ 民営借家等における代理納付の実施率は13.7%（公営住宅59.3%）

〔代理納付推進の課題〕① 住宅・賃貸人の適正性、② 居住の安定性・継続性 等

## ○ 代理納付を推進する枠組みとして、住宅の適正性等を要件とする登録住宅制度を活用

➡ 住宅サイドからの情報提供と福祉サイドの事実確認を組み合わせた事前手続を整備

◆ 賃貸人から生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を保護の実施機関に提供

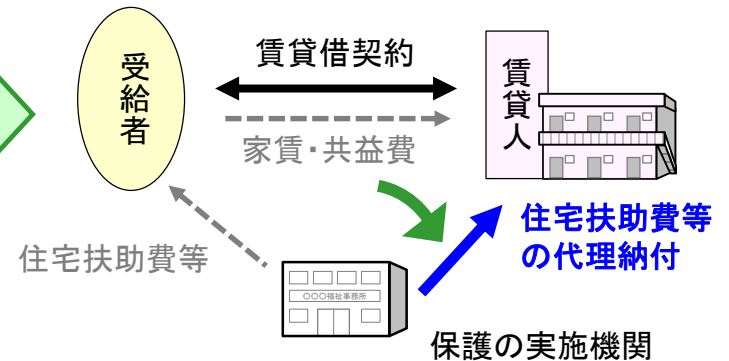
◆ 保護の実施機関による事実確認により、個別・具体的な代理納付の判断を円滑化

### 生活保護受給者の現状・課題

- 被保護世帯は164万世帯  
(H18.8:107.3万 → H23.8:149.2万 → H28.8:163.7万)
- 被保護者の入居に**大家の6割が拒否感**
- **安全で適正規模の住宅に安心して入居できるよう環境の改善が必要**（貧困ビジネスや火災事故等の事案発生）
- **民営借家等における代理納付の実施率は13.7%**  
(H28.7:民営借家等13.7% ⇔ 公営住宅59.3%)

賃貸人・  
受給者ともに  
安心できる  
仕組みが必要

### 代理納付による入居円滑化



### 代理納付推進の課題

- ① 適正な住宅・賃貸人であることの確認  
(劣悪な居住環境、悪質事業者による貧困ビジネスではないか等)
- ② 居住の安定性・継続性の確保  
(受給者の事情や近隣関係等から短期間で転居しないか等)

### 新たな住宅セーフティネット制度の対応案

- 登録住宅制度により、安全性・規模の確保  
対象となる賃貸人に対して、指導監督等により対応
- 居住支援協議会の活動強化により居住継続を確保  
(登録住宅の紹介、見守りサービス、生活・就労支援等)